

懲戒処分等の情報の公表

会則第12条第4項の規定により下記会員に対する処分が行われたので、懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成18年11月14日施行）に基づき、以下に公表する。

《会則第12条および第47条の2の規定に基づく会長による会員の処分》

- ・氏名 中井 純次
- ・登録番号 81261137
- ・会員番号 2442
- ・事務所所在地 大阪府大阪市都島区片町2丁目2-40大発ビル
- ・所属支部 旭東支部
- ・処分年月日 平成29年11月6日
- ・処分内容 廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
- ・処分理由 会費滞納

平成29年11月6日

大阪府行政書士会

会長 高尾 明 仁

※ 公表する期間：処分の日から5年